

10月号

世帯と人口

9月1日現在

人口 345,764

男 175,643

女 170,121

世帯数 120,295

(住民登録による)

豊島区広報

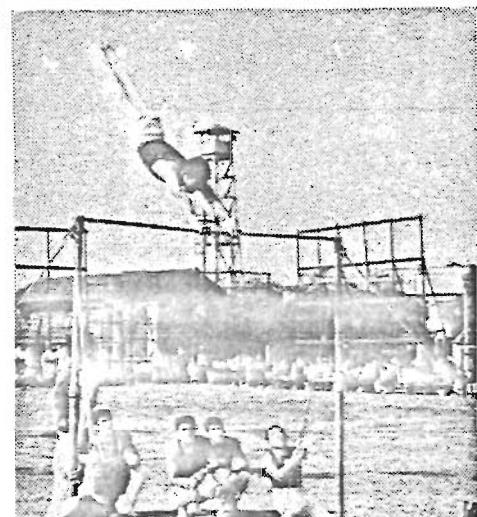
昭和39年10月15日 東京都豊島区役所発行

電話 (981)
大代表 1111

写真は第1号の表示板を取りつける木村区長と田村議長

第1号取りつけ

10月1日、新住居表示の表示板第一号が、椎名町3丁目で取りつけられました。取りつけは区役所関係者や地元の見守る中で、区長と区議会議長の手によって行なわれ、11月1日からはいよいよこの住居番号が使われることになります。混乱している現在の町名や地番を整理して、新しい住居の表示方法を考えてみてはどうか——という声がおこったのは昭和34年初頭。今回の実施をみるまで、この間実験都市の選定や審議会の答申、法律の施行その他いろいろな問題を含んでいたものだけに、担当職員はほっとした表情。全区に実施するまでは、ますます頑張らなければ、とファイトもあらた。連日の地元調査で陽焼けした頬に表示板のみどりが明るくはね返っていました。(関連記事は3頁)

秋の陽を受けて・・・
— 第3回スポーツの集い —

写真は本郷高校生徒による機械体操の妙技

10月の第一土曜日は「スポーツの日」。豊島区では3日12時30分から区教委、区体育協会と共に東京オリンピック大会記念第三回スポーツの日のつどいを区営総合体育場で開きました。

区内の小・中・高校生、ラジオ体操連盟、町会連合会など関係団体約二、〇〇〇名が参加して、小学生の合同体操、女子中学生によるマスクーム、お母さんたちの豊島音頭や東京五輪音頭など、盛りだくさんの演技がつぎつぎに披露されたあと、区内の聖火リレー走者による模擬リレーの入場があつて、参加者たちは盛りあがる五輪ムードに頬を紅潮させしていました。

第2回
臨時区議会終る

本年第二回の豊島区臨時区議会は9月30日開かれ、会期を10日間と定め、10月9日閉会されました。

こんどの議会では、9件の重要な議案が慎重に審議され、それも原案どおり議決されたほか、教育委員会委員の任命同意の件が追加上程され、上野正雄氏、齊藤一氏が区議会の同意を得て再任されました。

なお豊島区議会議規則案および豊島区議会委員会条例案が、議員提案として提出され、それぞれ可決されました。そのほかの可決議案は次のとおり。

(四件)

(仮称) 東京都豊島区立青年館

(第三出張所併設) 新築工事請負契約について

(仮称) 東京都豊島区営プール
新築工事請負契約について

東京都豊島区椎名町小学校校舎改築工事および講堂兼体育館新築工事請負契約について

昭和39年度東京都豊島区一般会計補正予算(第二号)

東京都豊島区議会定例会の回数に関する条例の一部を改正する条例

~9月分から~

今まで障害福祉年金の支払は、外部障害の人や目や耳の不自由手足のない人や目や耳の不自由な人たちだけに限られていましたが、こんど結核や精神病の長期療養者などに対しても適用されることになり、9月分から支払われることになりました。

◆年令満20才以上70才未満で、

新しく支給の対象になる人

次に該当する人。

① 昭和39年8月1日現在で症状が固定し、それ以上良くならない重症者

② 初めて診療した日から3年以上療養を続けている重症者

で、今後も引きつづいて安静療養の必要がある人

以上の障害で、その程度が国民年金法の別表一級に該当する人です。

結核の場合は6か月以内に排菌があり安静度が一度または二度。

肺機能障害や呼吸器に障害のあるゼンソク・慢性気管支炎・気管支拡張症・肺ガンなどの場合は肺活量や呼出量が非常に減少している人で、自分一人で日常生活のできない人。

精神障害の場合は精神薄弱・ノイローゼ・精神病質を除いたすべての精神病、たとえばそ

うつ病・てんかん・頭部外傷後遺症・脳膜炎後遺症・脳炎後遺症・進行性耳聴・老年性精神病などの患者で、自分一人で日常生活のできない人。

なご初めて診察したときに、

すでに厚生年金や共済組合などに入っていた人は、これらの給付を受けた人に対して

は、支給されません。

精神障害の場合には、後見人または保護義務者が手続きを行なうことになります。

精神障害の場合は、X線フィルムが必要です。

② 提出先: 区国民年金課まで

このような方法で支払われます

障害福祉年金に該当した人には年額二一、六〇〇円を、ことしの9月分から4か月ごとに支払うことになります。第一回目は七、二〇〇円で、来年1月に郵便局を通じて支給する予定です。

くわしいことについては、区国民年金窓口までおたずね下さい。

○○円で、来年1月に郵便局を通じて支給する予定です。

くわしいことについては、区国民年金窓口までおたずね下さい。

國旗を揚げよう

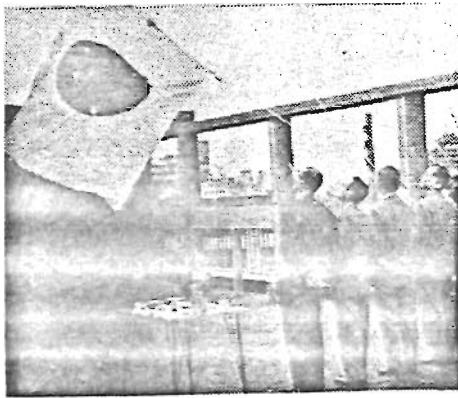
祭日や国民的記念行事には必ず

国旗を掲げましょう。

支給してもらいたいときの手続き

① 持参するもの: ハンコ、戸籍抄本、住民票謄本(裁定請求書、診断書、その他の用紙は窓口にあります)

なお恩給や厚生年金など



豊島区総合庁舎屋上で行なわれた国旗掲揚式

番地から家屋番号に 新しい住居表示 11月1日からスタート



慎重に計画された青写真、何度も繰り返された審議、地元区民と役所関係者とのひざをつきあわせた話し合いなど。いろいろな経過をへて、ついに新住居表示が11月1日からスタートすることになり、10月1日には第一号の表示板取りつけが、椎名町3丁目で行なわれました。(1頁の写真参照)。飛番や欠番のない整然と順序よく並んだ地番を使うことによって、これからは郵便屋さんも集金屋さんも、そしてあなたのお家を訪ねる人たちも、皆がとても助かることでしょう。

あなた自身があなたのお家の番号はもちろんのこと、隣り近所から町内の番号によく馴れることがまず第一。初めのうちはつい昔の番地を言ってしまいそうですが、使っているうちに何の抵抗も感じなくなり、ごく自然に皆さんのお口について出るようになるでしょう。

この実施地区には、いってもない地区も、今後着々と新しい住居表示を進めてゆく方針です。「あゝ家とは関係ないな」とおっしゃらずに次の注意をよく読んで下さい。

新しい住所のあらわし方

これからのお住所のあらわし方は次のようになります。

例　　町名　　街符　　番号
豊島区南長崎四丁目3番6号

3階以上のアパートやビルディングに住んでいる人は、住居番号の次に階数と室番号をつけます。

例　　街区番号　　住居番号　　号館　　階　　室
3番6号6-101号

住所変更のためのいろいろな届け出は

① 官公署が職権で訂正できるもの

① 不動産登記のしてある物件の所在地と戸籍の表示(新町名に今までの地番をもつて表示します)

② 各官公署に備えてある公

① 不動産登記のしてある物件の所在地と戸籍の表示(新町名に今までの地番をもつて表示します)。

② 自動車を持っている人、また運転免許証を持っている人は、住居表示変更証明書と住民票抄本をお持ちになって、警察署交通係に届け出て下さい。

③ この他親戚や知人、通勤、通学先にも住所が変わったことをお伝え下さい。

建物を新築したときには

これからのお住所は、区役所で新築したときには、必ず区役所に届けて下さい。係員が調べて新しい住居番号をお知らせします

この他に……

1 郵便物に住所を書くときは、必ず略さずに○丁目○番○号と書いて下さい。今までのように書けば「椎名町三の四」などと書くと、迷子になる心配があり

2 110番や119番など急を要する通報をするときは、必ず新しい町名・街区符号住居番号を使って下さい。

この実施地区には、いってもない地区も、今後着々と新しい住居表示を進めてゆく方針です。「あゝ家とは関係ないな」とおっしゃらずに次の注意をよく読んで下さい。

新しい住所のあらわし方

これからのお住所のあらわし方は次のようになります。

例　　町名　　街符　　番号
豊島区南長崎四丁目3番6号

① 不動産登記のしてある物件の所在地と戸籍の表示(新町名に今までの地番をもつて表示します)

② 各官公署に備えてある公

① 不動産登記のしてある物件の所在地と戸籍の表示(新町名に今までの地番をもつて表示します)。

② 自動車を持っている人、また運転免許証を持っている人は、住居表示変更証明書と住民票抄本をお持ちになって、警察署交通係に届け出て下さい。

建物を新築したときには

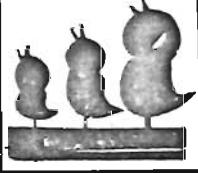
これからのお住所は、区役所で新築したときには、必ず区役所に届けて下さい。係員が調べて新しい住居番号をお知らせします

この他に……

1 郵便物に住所を書くときは、必ず略さずに○丁目○番○号と書いて下さい。今までのように書けば「椎名町三の四」などと書くと、迷子になる心配があり

2 110番や119番など急を要する通報をするときは、必ず新しい町名・街区符号住居番号を使って下さい。

お知らせ



☆補充選挙人名簿の登録申し出はいつでもどうぞ

10月1日から補充選挙人名簿の登録申し出がいつでもできるようになります。今まで登録申請は選挙が行なわれるときだけに限られておりました。しかも申請期間が短かかったので、申請さえすれば投票することのできる有権者が、申請しないために補充選挙人名簿に登録されないことが多くありました。この欠点を改め、より正しい選挙人名簿を作るために、公職選挙法の一部が改正されました。住所を移して当区に転入した場合には、転入の手続きと同時に補充選挙人名簿登録申請書を所轄の出張所に提出できるようになり、また新しく満20才になった人は10月1日以後(ことしの場合は昭和19年10月2日以前に生れた人)ならいつでも申し出ることができます。こうしておけば選挙のたびごとに作られる補充選挙人名簿に、自動的に登録されることになります。

申し出の要件

① 豊島区の基本選挙人名簿または

補充選挙人名簿に登録されていない人。

② 日本国民であること。

③ 豊島区内に住所がある人。また

あることになった人。

④ 満20才以上の人。

なおこの申し出は本人でなければできません。ハンコをお持ちのうえ

出張所に申し出で下さい。

来年行なわれる参議院議員の選挙には、ひとりでも登録済みがなくみんなそろって投票できるようご協力下さい。

☆区民文化作品展作品募集

募集作品(五種目)

絵画(50号以下) 文芸作品

(色紙・短冊) 書(半折以下)

写真(四ッ切) 手工芸

応募点数 各種目 一人二点以内

入賞者(各種目6名)に賞状賞品

入賞者(各種目6名)に賞状賞品

応募者全員に参加賞

応募先 区社会教育課文化係

なお区民文化作品展は、10月31日から11月4日まで豊島振興会館(区役所内)で開きます。

新図書案内

募集期間 10月26日～29日

入賞者(各種目6名)に賞状賞品

応募者全員に参加賞

応募先 区社会教育課文化係

なお区民文化作品展は、10月31日から11月4日まで豊島振興会館(区役所内)で開きます。

☆引揚者の方に

歳末資金をお貸します。

引揚者国庫債券をお持ちの方で、

明日の日本経済

会社・商店の法律知識

ある美人の一生

獅子文六

護を忘れずにー。

生計費にお困りの方に歳末資金として債券を担保とした資金の貸付をいたします。貸付金額は次のとおり。

二万八千円券は 八千五百円

二万円券は 六千円

一万五千円券は 四千五百円

七千円券は 二千円

利 率 年六分

返済方法 担保として受けた債券の毎年の償還金を返済金とします

申込期日 11月2日～21日

申込方法 引揚者国庫債券・ハンコ・お米の通帳をお持ちのうえ区役所窓口までおいで下さい。

民生課窓口までおいで下さい。

☆わざかな掛金で大きな安心

簡易保険に加入しましよう

クローバー保険=20才から50才までの人に對して災害にあつたときは保険額の三倍が支払われます。

家族保険=ご家族の1人がはいると

家族全員の守り神となります。

お問い合わせはお近くの郵便局へ



10月は目の愛護の月。近視についての予防や、眼の伝染病などの予防についての知識をひろめるこ

とを目的として、昭和6年から行なわれています。とくに日本は近視の人が多く、外国で眼鏡をかけている東洋人はみんな日本人と思われるくらい、世界的な近视国とされています。近视の原因はいろいろ考えられます。がながらも眼の酷使が一番大きな原因であることは充分認められます。近視というとすぐ学校近视が思いだされますが、最近工業の発達につれて精密工業に従事する人が、学生以上に视力のおとろえを訴えています。目は心の窓といわれます。目は人間の大切な機能の一つです。视力が失なわれればその人にとつとした目の病気にかかるとともに不快なもので。私の目は大丈夫との自信も結構ですがせめて年二、三回位は検眼を受けることが大切。目はあなたの健康のバロメーター。いつも澄んだ瞳であるようにこれから「灯火したしむ候」にも目の愛護を忘れずにー。